

株式交換に係る事前開示書類
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づき開示事項)

2025 年 9 月 8 日

株式会社 GENDA

2025年9月8日

株式交換に係る事前開示書類
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に基づく開示事項)

東京都港区東新橋一丁目9番1号
株式会社 GENDA
代表取締役社長 CEO 片岡 尚

当社及び株式会社キャラット（以下「キャラット」といいます。）は、2025年8月27日付で株式交換契約書（以下「本契約」といいます。）を締結し、当社を株式交換完全親会社、キャラットを株式交換完全子会社、効力発生日を2025年10月1日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにいたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）
別紙1に記載のとおりです。
2. 交換対価についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

当社は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時におけるキャラットの株主（但し、当社を除きます。）に対し、その保有するキャラットの普通株式の総数に、株式交換比率（株式交換比率とは、8,500円を当社の普通株式1株当たりの時価（東京証券取引所グロース市場における本契約の締結日の直前の取引日における当社の普通株式1株当たりの終値（当該直前の取引日においてかかる終値が存しない場合には、かかる終値が存する直前の取引日（本契約の締結日前のものに限ります。）におけるかかる終値）で除して得られた数値をいいます。かかる除算においては、その小数第4位を四捨五入するものとします。）を乗じて得られた数の当社の普通株式を交付します。

当社は、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びキャラットから独立した第三者算定機関である株式会社 AGS FAS（以下「AGS」といいます。）から2025年8月26日付で、本株式交換に係る株式交換比率算定書を取得いたしました。当社は、AGSから提出を受けたキャラットの株式に係る株式交換比率の算定結果、及び、両社の財務の状況、資産の状況、将来の事業活動の見通し等の要因を総合的に勘案し、検討を重ねた結果、上記の株式交換比率が相当なものであるとして合意に至ったものであり、当社は、その内容は相当なものであると判断しております。

また、本株式交換に伴い増加する当社の資本金及び資本準備金の額については、会社計算規則第39条に定めるところに従って、当社が適当に定めることとしております。当社は、機動的かつ柔軟な資本政策を実現可能とするとの観点から、会社計算規則及び公正な

会計基準に従って定める方針であり、当社及びキャラットは上記の事項は相当であるものとして合意しました。

3. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）
該当事項はありません。
4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）
 - (1) 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 193 条第 3 号イ）
別紙 2 に記載のとおりです。
 - (2) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）
該当事項はありません。
 - (3) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）
該当事項はありません。
5. 株式交換完全親会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号イ）
 - (1) 当社は、2025 年 3 月 3 日付で、株式会社 SMART EXCHANGE（旧商号：株式会社 アクトプロ）の発行済株式の全部を取得しました。
 - (2) 当社は、2025 年 5 月 29 日を受渡期日として、海外募集による新株発行を行いました。払込金額の総額は 18,452,000,000 円、募集株式の種類及び数は当社普通株式 20,000,000 株となります。
 - (3) 当社は、2025 年 6 月 27 日付で、Pixel Intermediate Holding Corporation の株式取得資金を調達する目的で、複数の金融機関から総額 200 億円の借入れを行いました。
 - (4) 当社は、2025 年 6 月 30 日を払込期日とする無担保社債（発行総額 33 億円、償還期限 2028 年 6 月 30 日）を発行しております。
 - (5) 当社は、2025 年 7 月 3 日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社レモネード・レモニカを株式交換完全子会社とする株式交換を実施しました。
 - (6) 当社は、2025 年 8 月 1 日付で、株式会社エイガ・ドット・コムが発行済株式の 100%を取得しました。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務（会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者は存在しないため、該当事項はありません。

以 上

株式交換契約書

株式会社 GENDA（以下「甲」という。）及び株式会社キャラット（以下「乙」という。）は、2025 年 8 月 27 日（以下「本締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（但し、甲が保有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

第 2 条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲：株式交換完全親会社
（商号）株式会社 GENDA
（住所）東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
- (2) 乙：株式交換完全子会社
（商号）株式会社キャラット
（住所）奈良県香芝市鎌田 416 番地 1

第 3 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時における乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の普通株式の総数に 9.884 を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式 1 株につき甲の普通株式 9.884 株の割合をもって、甲の株式を割り当てる。
3. 甲が前二項に従って本割当対象株主に対して交付する甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合、会社法第 234 条その他関係法令の規定に従い処理する。

第 4 条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条に定めるところに従って、甲が別途適当に定める金額とする。

第 5 条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025 年 10 月 1 日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、

甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第 6 条（本契約の承認決議）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を経ないで本株式交換を行う。但し、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約につき甲の株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会の決議を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認に関する株主総会の決議（会社法第 319 条第 1 項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）を求めるものとする。

第 7 条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、それぞれ善良な管理者の注意をもって、通常の範囲内で自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本契約において別途定める場合を除き、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第 8 条（本株式交換の条件等の変更及び本契約の解除）

本締結日から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合等、本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 9 条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、本契約について第 6 条第 1 項但書に定める甲の株主総会若しくは第 6 条第 2 項に定める乙の株主総会による承認が得られなかったとき、本株式交換に関して法令に定める関係官庁等の承認等が得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第 10 条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

第 11 条（準拠法及び管轄裁判所）

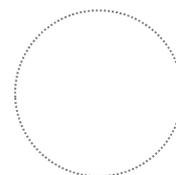
1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 甲及び乙は、本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにつき合意する。

（以下余白）

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者が各1通を保有する。なお、本契約を電子契約により締結する場合には、契約の成立を証するため本書の電磁的記録を作成し、署名欄に各当事者がそれぞれ電子署名又はこれに代わる電磁的処理を施すものとする。この場合には、電子データである電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

2025年8月27日

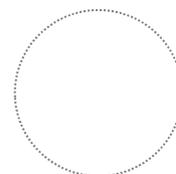
甲：東京都港区東新橋一丁目9番1号
株式会社 GENDA
代表取締役社長 CEO 片岡 尚



本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者が各1通を保有する。なお、本契約を電子契約により締結する場合には、契約の成立を証するため本書の電磁的記録を作成し、署名欄に各当事者がそれぞれ電子署名又はこれに代わる電磁的処理を施すものとする。この場合には、電子データである電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

2025年8月27日

乙：奈良県香芝市鎌田416番地1
株式会社キャラット
代表取締役 佐野 隆之



別紙2（株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

（添付のとおり）

事業報告

(2024年4月1日から
2024年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、緩やかな回復がみられており、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり緩やかな回復が続くことが期待されております。一方で、世界的な金融引き締め等が続く中、物価上昇に加え金融資本市場の変動等の影響による景気の下振れリスクに留意する必要があります。

このような状況下で、当社では当事業年度内にスタジオキャラット2店舗、クレールブライダルスタジオ2店舗をオープンいたしました。特にプライベート空間を重視した子ども向けフォトスタジオであるスタジオオコフレはFC6店舗を含む8店舗をオープンし、積極的な出店を加速してまいりました。

モールを中心に展開するスタジオキャラットは、SEO対策やSNS等の強化に加え、夏祭りキャンペーンやワークショップ等のリアルイベントに注力することで、オンラインとオフライン両軸での集客を図り、撮影件数の獲得に努めました。

スタジオオコフレでは全ての店舗において地域の特徴やニーズに合わせてスタジオコンセプト及び内装をインハウスでデザインしており、オーダーメイドでの店舗展開をしております。5月20日を「スタジオオコフレ(520)の日」として記念日登録しキャンペーンを実施することで、認知拡大と撮影件数の増加に繋げ、売上増加に寄与しました。

なお当社は2024年9月30日開催の臨時株主総会決議により、今第21期より決算月を3月から9月に変更いたしました。従って、第21期は、2024年4月1日から2024年9月30日までの6か月間となっております。当社の業績はフォトスタジオ事業を中心に展開する事業特性上、定期的な季節変動要因があります。具体的には七五三や成人式、卒業式等のイベントが集中する10～1月に売上高、利益ともに偏重する傾向があります。それ以外の月においては赤字となる月が多くなる傾向があります。こうした上述の営業活動の結果と決算月変更による影響もあり、当事業年度の経営成績は、売上高1,517,127千円、営業損失211,229千円、経常損失208,714千円、当期純損失176,460千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施しました当社の設備投資の総額は93,660千円であります。その主たるものは、新規出店(12店舗)及び既存店舗の設備更新等であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において、所要資金として、金融機関より短期借入金として150,000千円の調達を実施いたしました。

(4) 他の会社の株式その他の持ち分または新株予約権等の取得または処分

当社は、2024年4月30日をもって、株式会社ライフコム社の発行済株式の全てを吉本将悟氏より取得し、100%子会社といたしました。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

区 分	第18期 (2022年3月期)	第19期 (2023年3月期)	第20期 (2024年3月期)	第21期 (当事業年度) (2024年9月期)
売 上 高 (千円)	3,976,541	4,031,648	3,998,771	1,517,127
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	624,661	334,595	251,008	△208,714
当期純利益又は当期 純損失 (△) (千円)	380,738	201,298	59,882	△176,460
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期 純損失 (△) (円)	634.56	335.50	99.80	△294.10
総 資 産 (千円)	3,387,337	3,068,366	3,087,365	3,223,740
純 資 産 (千円)	780,284	981,583	1,041,465	865,005
1株当たり 純資産 (円)	1,300.47	1,635.97	1,735.78	1,441.68

(注) 2024年9月30日開催の臨時株主総会決議により、第21期の決算期を3月31日から9月30日に変更いたしました。従って、第21期は、2024年4月1日から2024年9月30日までの6か月間となっております。

(6) 対処すべき課題

フォトスタジオ事業の対処すべき課題

フォトスタジオ事業を取り巻く環境は少子化や価値観の多様化を背景に大きく変化しております。当社ではこうした環境変化に柔軟に対応し、複数展開する各々のスタジオブランドの認知拡大及びファン獲得が重要な課題であると認識しております。

これらの課題に対処するため、今後も継続した新規出店を行います。2025年9月期には、成長ドライバーであるスタジオコフレにおいて出店を加速いたします。特にFC展開に注力し、FC12店舗と直営3店舗の計15店舗を出店する事で業容の拡大に努めてまいります。またスタジオキャラクターは1店舗、スタジオラブリにおいては1店舗の出店を計画しております。基幹ブランドであるスタジオキャラクターにおいてはスタジオのビジュアル面の見直しや価格訴求に頼らない企画販促等を含めたブランドアップデートを行うことでブランディングの強化を図り、売上の向上を目指してまいります。

また、写真とDXを組み合わせたサービスを提供することで、顧客満足度の向上を図ります。

以上の取り組みを通じて「コミュニケーションカンパニー」として人と人、人と社会のコミュニケーションを創造する企業を目指します。

(7) 主要な事業内容 (2024年9月30日現在)

フォトスタジオ事業

(8) 主要な営業所 (2024年9月30日現在)

名称	所在地
本社	奈良県香芝市
東京オフィス	東京都渋谷区

(9) 従業員の状況 (2024年9月30日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
151名	8名減	30.8歳	4.4年

(注) 従業員数は就業人員であり、アルバイト・パート(621名)は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2024年9月30日現在)

借入先	借入額
奈良中央信用金庫	369,988千円
株式会社南都銀行	180,000千円
株式会社紀陽銀行	150,000千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 1,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 600,000 株

(3) 株主数 4名

(4) 大株主（上位10名）（2024年9月30日現在）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ファイブスター	305,700 株	50.95%
佐野 隆之	262,300 株	43.72%
佐野 美子	20,000 株	3.33%
奈良中央信用金庫	12,000 株	2.00%

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第1回新株予約権	
発行決議日		2020年12月18日	
新株予約権の数		19,200個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき1株)	19,200株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり30円)	30円
権利行使期間		2023年1月1日から 2030年11月30日まで	
行使の条件		(注)	
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数	18,000個
		目的となる株式数	18,000株
		保有者数	3名
	監査役	新株予約権の数	1,200個
		目的となる株式数	1,200株
		保有者数	1名
社外監査役	—		

(注) 上記の新株予約権の行使の条件は、以下の通りであります。

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは代表取締役（取締役会が設置された場合は取締役会）が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ②各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- ③新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場し、上場した日より6ヶ月が経過するまでは新株予約権を行使する事ができないものとする。
- ④新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役 (2024年9月30日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐野 隆之	(株)ライフロム取締役
取締役	奥野 貴之	事業本部 (コフレ・ライフクリエイティブ) (株)ライフロム代表取締役社長
取締役	中村 浩司	事業本部 (キャラット・クレール・ラブリ)
取締役	小山 智	CFO
取締役	渡邊 徳人	(株)サニーサイドアップグループ代表取締役 SUNNY SIDE UP KOREA, INC代表取締役 (株)クムナムエンターテインメント代表取締役 (株)フライパン代表取締役会長 (株)ステディスタディ代表取締役副社長 (株)エアサイド取締役 (株)エージェント・インシュアランス・グループ社 外取締役
常勤監査役	松本 洋子	
監査役	箕浦 昇	(株)H. K. Kインベストメント 取締役
監査役	中山 周一郎	中山公認会計士事務所代表 (株)キャリアインデックス 社外取締役 (株)すむたす 非常勤監査役

(注)

1. 取締役渡邊徳人氏は、税理士の資格を有し、財務・会計に関する相当程度の知見を有している社外取締役であります。
2. 監査役箕浦昇氏及び中山周一郎氏は、社外監査役であります。
3. 取締役中村浩司は2024年9月30日をもって取締役を辞任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)	対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	
取締役	51,861	51,861	5
(うち社外取締役)	(1,800)	(1,800)	(1)
監査役	6,000	6,000	3
(うち社外監査役)	(3,000)	(3,000)	(2)
合計	57,861	57,861	8
(うち社外役員)	(4,800)	(4,800)	(3)

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」）を定めております。その概要は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社全体の業績、業績に対する個々人の貢献度等を勘案して年額を決定し、その内容は全て固定の基本報酬（金銭報酬）のみとしております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役における金銭報酬の額は、2022年6月30日開催の第18期定時株主総会において年額300,000千円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）であります。

(3) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職等に関する事項

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	兼職先との関係
社外取締役	渡邊 徳人	(株)サニーサイドアップグループ代表取締役 SUNNY SIDE UP KOREA, INC代表取締役 (株)クムナムエンターテインメント代表取締役 (株)フライパン代表取締役会長 (株)ステディスタディ代表取締役副社長 (株)エアサイド取締役 (株)エージェント・インシュアランス・グループ社外取締役	特別な関係はありません。
社外監査役	箕浦 昇	(株)H. K. K インベストメント 取締役	特別な関係はありません。
社外監査役	中山 周一郎	中山公認会計士事務所代表 (株)キャリアインデックス 社外取締役 (株)すむたす 非常勤監査役	特別な関係はありません。

②社外役員が期待される役割に関して行った職務の概要及び当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	期待される役割及び主な活動状況
社外取締役	渡邊 徳人	当事業年度開催の取締役会9回のうち9回全てに出席し、上場企業含めた企業経営に関する豊富な経験や税理士としての専門的な知見を有しており、議案や意思決定の有効性及び客観性を確保した発言を適宜行っております。
社外監査役	箕浦 昇	当事業年度開催の取締役会9回のうち9回全てに出席し、議案及び審議等について必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の監査役会13回のうち13回全てに出席し、経営全般及び内部統制に関する豊富な知見に基づき、必要な発言を行っております。
社外監査役	中山 周一郎	当事業年度開催の取締役会9回のうち9回全てに出席し、財務及び会計に関する専門的な知識と豊富な経験に基づき、議案及び審議等について必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の監査役会13回のうち13回全てに出席し、経営全般に関する豊富な知見に基づき、必要な発言を行っております。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 内部統制システムの体制

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、2024年6月14日開催の取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を決議しています。その概要は、下記のとおりです。

当社は、「心はずむ体験を通して 人生を彩り 社会を幸せにするコミュニケーションを創造します」を当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）の企業理念とし、この企業理念を実現するため、内部統制システム構築に関する基本方針を定め、当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築します。このことは、市場環境の変化等に応じて業務分掌や職務権限を継続的に見直し、様々なステークホルダーに適正かつ公平に応じることができ体制の構築にも資するものと考えます。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

- ① 当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び企業倫理を尊重して職務執行を行うことができるように、「コンプライアンス・プログラム規程」を定め、それを全取締役及び使用人に周知徹底させております。
- ② 職務執行の公正性に関する監督機能を強化するため、当社の取締役会に独立した立場の社外取締役を1名以上置いております。
- ③ 当社はリスク・コンプライアンス委員会を定め、当社の人事総務 Div. と連携してコンプライアンス体制の維持・向上を図ります。具体的には、定期的な研修の実施、マニュアルの作成・配布等を当社グループの取締役及び使用人に対し行っております。
- ④ 法令及び定款に反する行為を早期発見し是正することを目的とする社内報告体制として、当社グループに内部通報制度を整備しております。
- ⑤ 反社会的勢力との関係を一切遮断しております。これを達成するため、反社会的勢力への対応を所管する部署を当社の人事総務 Div. と定め、その対応に係る規程等の整備を行うとともに、有事には警察等の外部専門機関と連携し毅然と対応できる体制を整えております。
- ⑥ 当社の監査役及び内部監査担当は連携して、グループ全体のコンプライアンス体制の状況を定期的に監査し、当社の取締役会に報告しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

当社グループでは、株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な議事録、情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存します。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善を行います。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 3 号）

当社は、定時取締役会を毎月 1 回開催するほか、必要に応じて臨時で開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行います。また、当社グループは、社内規程で定められた決裁権限基準に従って、代表取締役、取締役及び各部門長が慎重に審議し、機動的な意思決定を行います。さらに、部門長又は管理監督者で構成される会議体での審議を実施し、経営課題を早期に認識することで、当社取締役会ならびに当社グループの代表取締役、取締役及び各部門長の意思決定が効率的に行われるようにしております。業務執行に関しては、事業部制を導入し、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」に沿って、効率的かつ迅速に意思決定を行っております。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号）

「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」により事業活動上等のリスク管理に関する体制を定めます。事業活動上の重大な事態が発生した場合には、リスク・コンプライアンス委員会を招集し、当社代表取締役指揮のもと、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えます。当社グループにおいては、機密情報、特に個人情報等の取扱いに関するリスクに対して、定期的にグループ全体の使用人への教育と内部監査を行い、既に取得しているプライバシーマークの認証に基づいた管理体制の維持、精度向上を目指しております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 5 号）

当社は、当社子会社を含め当社グループ全体における企業統治を行うこととし、当社グループのコンプライアンス体制・リスク管理体制・内部統制システムの整備は、当社グループ全体を対象とします。また、当社から子会社に役員を派遣するものとし、子会社の管掌役員は、子会社の業務及び取締役等の職務執行状況を、当社の取締役会等重要な会議で報告するものとします。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人が取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第 100 条第 3 項第 1 号、会社法施行規則第 100 条第 3 項第 2 号）

当社グループは、当社監査役の監査業務について、補助すべき使用人を置く必要がある場合、使用人を指定することができます。当該使用人については、当社グループの取締役及び業務執行者からの独立性を確保するとともに、当社監査役は、使用人の権限、使用人の属する組織、指揮命令権、人事異動や人事評価についての当社監査役の同意権等使用人の独立性確保に必要な事項を十分検討します。当社グループは、当社監査役の職務を補助すべき使用人に関し、当社監査役の指揮命令に従う旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底します。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

当社の各監査役は、当社取締役会に出席しております。当社取締役会においては経営会議等重要な会議体における審議事項について報告を行っております。また、当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす事実が発生した、または発生する恐れがあるとき、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為等が生じたときは、直ちに書面もしくは口頭にて当社監査役に報告いたします。さらに、当社監査役はいつでも、当社グループの経営会議等各種会議の議事録及び議事資料を自由に閲覧することができるとともに、当社グループの取締役及び使用人に報告を求められます。

8. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第5号）

当社グループは、当社グループの取締役及び使用人が、当社監査役に前項の報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないことをコンプライアンス・マニュアルに規定しており、適正に対応いたします。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）

当社監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用等の前払いまたは請求をしたときは、当社は、当該請求が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、当該請求に応じます。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）

① 監査役の重要な会議等への出席権

当社監査役は、当社の取締役会、経営会議及びその他の当社グループの重要な会議又は委員会等に出席することが出来るほか、主要な稟議書その他の業務執行に関する重要な書類を閲覧し、当社グループの取締役又は使用人に対しその説明を求められます。

② 代取締役との意見交換会の設営

代表取締役は、定期的に監査役と意見交換の機会を設けます。

③ 常勤監査役に対しては、独立した執務室を提供します。

(2) 内部統制システムの運用状況

当会計年度の時点で、当社は「内部統制システムの整備・運用状況」を評価し、基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備され、運用されていたことを確認しております。主な運用状況は以下の通りであります。

①取締役・取締役会

取締役会は取締役5名で構成されており、定時取締役会を原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項の決定並びに業務執行の監督を行っています。なお、取締役会は、代表取締役社長佐野隆之を議長とし、「4. 会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役」に記載の取締役で構成しています。

②監査役・監査役会

監査役会は常勤監査役1名を含む監査役3名で構成されており、監査役会を原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しています。また、監査役会は、2023年4月1日付で設置しておりますが、それまでは監査役協議会を原則毎月1回開催しておりました。常勤監査役は取締役会等の重要会議に出席するほか、取締役及び内部監査等から適宜業務の執行状況等を聴取し、重要な決裁文書の閲覧、各部門の往査等による調査を行い、取締役の業務執行の適正性及び適法性を監査しています。非常勤監査役は、取締役会への出席のほか、常勤監査役との連携等を通じて監査を実施しています。また、会計監査人及び内部監査担当とも連携し、情報交換を行うことで相互の連携を深めています。

なお、監査役会は、常勤監査役松本洋子を議長とし、「4. 会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役」に記載の監査役で構成しています

③経営会議

経営会議は取締役5名及び監査役3名並びに執行役員3名で構成されており、定時経営会議を原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時経営会議を開催し、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項を協議し、その運営を円滑に行うために開催しています。なお、経営会議は、代表取締役社長佐野隆之を議長とし、「4. 会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役」に記載の取締役及び監査役に執行役員1名を加えて構成しています。

④内部監査担当

内部監査については、通常の業務執行部門とは独立した代表取締役社長直轄の内部監査担当（1名）が、内部監査計画に基づき業務活動の適正性及び効率性等を監査し、経営者への報告及び改善提言を行っています。

⑤リスク・コンプライアンス委員会

当社はリスクの管理及びリスクへの対応並びにコンプライアンスの徹底を経営や事業に関わ

る重要課題と認識し、全社横断的な組織としてリスク・コンプライアンス委員会を設置しています。同委員会は代表取締役社長佐野隆之を委員長及び議長とし、常勤役員及び内部監査担当で構成しております。開催頻度は原則四半期に1度で、各部門からリスク、コンプライアンスに関する状況報告がなされるとともに改善策等が協議されます。

本事業報告中に記載の金額及び株式数については表示単位未満を切り捨て、その他比率等は、四捨五入により表示しております。

附属明細書（事業報告関係）

1. 事業報告の内容を補足する重要な事項
特にありません。
2. 会社役員以外の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細
事業報告 8 ページに記載の通りです。
3. 親会社等との間の取引に関する事項
当該該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,409,955	流 動 負 債	1,664,778
現金及び預金	958,352	買掛金	21,580
売掛金	151,097	短期借入金	300,000
商品及び製品	6,740	1年内返済予定の長期借入金	146,518
仕掛品	67,666	未払金	322,855
原材料及び貯蔵品	26,501	未払費用	15,786
前渡金	455	未払法人税等	4,039
前払費用	75,676	前受金	811,544
預け金	103,870	預り金	3,043
その他	19,594	賞与引当金	27,474
固 定 資 産	1,813,785	その他	11,936
有形固定資産	1,115,948	固 定 負 債	693,956
建物	851,321	長期借入金	253,470
構築物	3,748	長期未払金	194,988
機械及び装置	345	資産除去債務	228,498
車両運搬具	268	その他	17,000
工具、器具及び備品	54,690	負 債 合 計	2,358,735
土地	203,210	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	2,363	株 主 資 本	865,005
無形固定資産	64,974	資本金	30,000
商標権	35,209	資本剰余金	13,000
ソフトウェア	29,765	その他資本剰余金	13,000
投資その他の資産	632,862	利益剰余金	822,005
投資有価証券	250	その他利益剰余金	822,005
関係会社株式	145,115	特別償却準備金	2,056
出資金	20	繰越利益剰余金	819,948
長期前払費用	50,480	純 資 産 合 計	865,005
敷金及び保証金	340,457	負 債 純 資 産 合 計	3,223,740
繰延税金資産	92,125		
その他	4,413		
資 産 合 計	3,223,740		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（ 2024年4月1日から
2024年9月30日まで ）

(単位：千円)

売 上 高		1,517,127
売 上 原 価		1,114,449
売 上 総 利 益		402,678
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		613,908
営 業 損 失		211,229
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	60	
受 取 出 向 料	2,310	
受 取 経 営 指 導 料	1,200	
債 務 勘 定 整 理 益	710	
そ の 他	2,120	6,401
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,197	
違 約 金	2,297	
そ の 他	392	3,887
経 常 損 失		208,714
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	4,140	
減 損 損 失	49,810	
店 舗 閉 鎖 損 失	8,355	62,306
税 引 前 当 期 純 損 失		271,021
法人税、住民税及び事業税		4,039
法 人 税 等 調 整 額		△98,600
当 期 純 損 失		176,460

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（ 2024年4月1日から
2024年9月30日まで ）

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合 計	純 資 産 合 計
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				
		その他資 本剰余金	資本剰余 金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余 金 合 計		
				特別償却 準 備 金	繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	30,000	13,000	13,000	3,843	994,622	998,465	1,041,465	1,041,465
当期変動額								
当期純損失 (△)					△176,460	△176,460	△176,460	△176,460
特別償却準 備金の取崩				△1,786	1,786	—	—	—
当期変動額合 計	—	—	—	△1,786	△174,673	△176,460	△176,460	△176,460
当期末残高	30,000	13,000	13,000	2,056	819,948	822,005	865,005	865,005

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物	3～38年
機械及び装置	10年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～15年

②無形固定資産

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

・ その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社のフォトスタジオ事業の製品の販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しており、また、出荷から顧客の検収までの期間が短期間であるため、本社からの出荷時点において収益を認識しております。

データのみの販売については、顧客が当社のWEBサイトにより、データの取得が可能となった時点で履行義務が充足したものと捉え、収益を認識しております。

衣装レンタルの収益認識については契約に基づくサービスを顧客に移転することによって当社が履行義務を充足した時点において収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き等を控除した金額で測定しております。なお、取引の対価は、主として契約時に一括で前受けの形式により受領しております。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「受取賃貸料」(当事業年度は、567千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「現金過不足」(当事業年度は、325千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「解決金」(当事業年度は、30千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	92,125 千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、過去の業績及び翌事業年度以降の利益計画を基礎として将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を判断した上で計上しております。

税制改正や経営環境の変化により課税所得の見積りが大きく変動した場合には、繰延税金資産を取崩すこととなり、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度
減損損失	49,810 千円
有形固定資産	1,115,948 千円
無形固定資産	64,974 千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングを行っており、遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、当初見込んでいた収益が得られなかった場合や、将来キャッシュ・フロー等の重要な仮定に変更があった場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において、関係会社株式 145,115 千円を計上しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、その回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて相当の減額を行い、評価損を計上する方針としております。また、超過収益力を反映した価額で取得した関係会社株式の評価に当たっては、当初事業計画の達成状況や営業損益の実績値の動向等を踏まえて超過収益力の毀損の有無を検討しており、その結果、超過収益力は維持されており、実質価額は著しく低下していないと判断しております。

関係会社株式の評価にあたり、将来の予測不可能な市場環境の変化等により関係会社の財政状態等が悪化した場合には、翌事業年度の財務諸表に計上される関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

6. 誤謬の訂正に関する注記

該当事項はありません。

7. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,246,360 千円

※有形固定資産の減価償却累計額には減損損失累計額を含めております。

(2) 顧客との契約から生じた契約負債の残高

契約負債 811,544 千円

上記、契約負債は、貸借対照表のうち「前受金」に含まれております。

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権 1,917 千円

② 短期金銭債務 46 千円

(4) 取締役及び監査役に対する長期金銭債務

長期未払金は、2024年6月29日開催の第20期定時株主総会において承認可決された取締役及び監査役の退職慰労金制度廃止にともなう打切り支給にかかる債務であります。

8. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 206 千円

営業費用 169 千円

営業取引以外の取引 3,820 千円

9. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 600,000 株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における株式引受権に係る株式の数

該当事項はありません。

(5) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 20,800 株

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、短期的な運転資金及び投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

① 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後6年であります。借入金は金利の変動リスクに晒されております。

② 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権等について経理財務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、経理財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日（当事業年度の決算日）における金融商品の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

また、「現金及び預金」、「売掛金」、「預け金」、「買掛金」、「短期借入金」及び「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	340,457	241,950	△98,506
資産計	340,457	241,950	△98,506
長期借入金(*)	399,988	395,874	△4,113
負債計	399,988	395,874	△4,113

(*) 長期借入金には、「1年内返済予定の長期借入金」を含めております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	—	241,950	241,950
資産計	—	—	241,950	241,950
長期借入金	—	395,874	—	395,874
負債計	—	395,874	—	395,874

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

1. 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、そのキャッシュ・フローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

2. 長期借入金（1年内返済予定含む）

長期借入金（1年内返済予定含む）の時価は、元利金の合計額を新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	958,352	—	—	—
売掛金	151,097	—	—	—
預け金	103,870	—	—	—
敷金及び保証金	—	—	—	340,457
合計	1,213,320	—	—	340,457

(注3) 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	300,000	—	—	—	—	—
長期借入金	146,518	132,498	87,252	11,740	12,240	9,740
合計	446,518	132,498	87,252	11,740	12,240	9,740

11. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

12. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注)		91,573 千円
資産除去債務		78,283 千円
賞与引当金		9,412 千円
長期未払金		66,803 千円
棚卸資産評価損		494 千円
減損損失		29,490 千円
店舗閉鎖損失		2,862 千円
その他		17,695 千円
繰延税金資産小計		296,615 千円
評価性引当額		△154,518 千円
繰延税金資産合計		142,097 千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用		△48,899 千円
特別償却準備金		△1,071 千円
繰延税金負債合計		△49,971 千円
繰延税金資産の純額		92,125 千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	—	91,573	91,573
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	91,573	91,573

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金 91,573 千円 (法定実効税率を乗じた額) について、繰延税金資産 91,573 千円を計上しております。これは、将来の課税所得の見込により、回収可能と判断したためであります。

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

当事業年度における法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異については、税引前当期純損失を計上したため記載しておりません。

13. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	137,802千円
1年超	258,844千円
計	396,646千円

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

14. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

15. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

16. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、フォトスタジオ事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
フォトスタジオ売上	
撮影売上	1,338,188
レンタル売上	8,158
その他	170,780
顧客との契約から生じる収益	1,517,127
その他収益	—
外部顧客への売上高	1,517,127

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
契約負債（期首残高） 前受金	550,623
契約負債（期末残高） 前受金	811,544

貸借対照表上、契約負債は「前受金」に計上しております。契約負債は、製品の引渡前に顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、期首現在の契約負債残高は、概ね当事業年度の収益として認識しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

17. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 1,441円68銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | 294円10銭 |

18. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

19. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

20. その他の注記

該当事項はありません。

21. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2024年9月30日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、金融商品取引法第193条の2第1項に基づく監査に準じる監査を委託している仰星監査法人（以下「監査法人」という）と意思疎通及び情報交換を図り、監査法人の監査計画、実施状況等について報告を受けるとともに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2024 年 12 月 6 日

株式会社 キャラット 監査役会

常勤監査役 松本 洋子



監査役 箕浦 昇



監査役 中山周一郎

